

町税だより

10月 町県民税（3期） 国民健康保険税（4期）
介護保険料（4期）の納付月

『納付期限は10月31日（火）です』

なお、口座振替の方は、10月25日（水）に口座引落をしますので、預金残高等の確認をお願いします。

家屋等の抹消申請

家屋等の取り壊しなどされた場合は、課税台帳家屋抹消申請をお願いします。

抹消申請をしていない物件は、現に家屋がなくても課税される恐れがありますので、取り壊し等された場合は、必ず抹消申請書を提出してください。

納税義務者の変更

納税義務者の死亡や土地の売買・交換等で納税義務者の変更があった場合は、納税義務者変更申請書の提出をお願いします。

変更申請をしていない場合は、申請する前の義務者に課税されますので、変更があった場合は申請書を必ず提出してください。

※年内に登記名義人を変更される場合は不要です。

申請用紙は、それぞれ長島町役場税務課または指江庁舎総合管理課にあります。

【問い合わせ先】

役場税務課 TEL 0996-86-1111 内線 1124

災害発生時には至急連絡を

適切迅速に対応します

町では、災害の復旧に適切かつ迅速に対応するため、災害調査および崩土除去等の取り扱いについて、必要な事項を次のとおり定めました。

調査の方法

災害調査は、災害調査報告書に基づき、公民館ごとに実施します。

・崩土除去等の復旧工事施工基準

- ① 町道および農道、林道の災害で通行に支障があると診断されるとき
- ② その他公共施設地内で業務に支障があると判断されるとき
- ③ 宅地への崩土、土砂流入等で生活に支障があり、人力復旧が不可能と判断されるとき

④ 宅地進入路への崩土、土砂流入等で生活に支障があり、人力復旧が不可能とされるとき

⑤ 用水路等が決壊し、他の施設等へ被害をおよぼすと判断されるとき

地震や台風、大雨などにより被害を受けた場合は、至急、各自治公民館長へ連絡してください。

【問い合わせ先】
役場事業推進課

TEL 0996-86-1111
内線 1261

浄化槽の適正な維持管理を

定期検査の受検のお願い

浄化槽の維持管理には、保守点検・清掃・定期検査があります。

※図は（財）日本環境整備教育センター発行の「きれいな水のために 浄化槽のはなし」から転載。

定期検査

保守点検や清掃が適正に実施されているかを確認します。



清掃

浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取ります。



町長の許可を受けた清掃業者に委託してください。

保守点検

浄化槽が正常に機能するように、機器の調整や消毒薬の補充を行います。



知事の登録を受けた保守点検業者に委託してください。

管理者が支払う検査料

検査料金	5人槽～10人槽
単独処理浄化槽	4,000円
合併処理浄化槽	6,000円

単独処理浄化槽：トイレ排水のみを処理する施設

合併処理浄化槽：トイレ排水のほか台所、風呂、洗濯などの排水を処理する施設

浄化槽の定期検査は

○保守点検や清掃とは別に受ける必要があります。

○浄化槽管理者が受けることとなっています。

○（財）鹿児島県環境検査センター

（TEL 099-223-3185）が行います。

○平成17年度から家庭用の浄化槽についても実施しています。

○事前に（財）鹿児島県環境検査センターからはがきにより実施日等の通知があります。